

基 発 0330 第 13 号
国 住 参 建 第 4754 号
環 水 大 大 発 第 2303305 号
令 和 5 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正について（通知）

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物の解体又は改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきたところです。

今般、工作物における石綿の使用実態の調査に必要な総合的専門知識を有する者の養成を適切に行うため、登録規程について、新たに「工作物石綿事前調査者」制度を設け、当該調査者となるために必要な工作物石綿事前調査者講習の講義内容を定める等の所要の改正を行いました。（別紙参照）

工作物石綿事前調査者講習の修了者は、令和5年1月11日に公布された石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び関連告示にお

いて、適切に事前調査（工作物に係るものに限る。）を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものとして位置づけられ、当該事前調査は当該者等に行わせなければならないことと規定されております。また、大気汚染防止法施行規則（昭和43年厚生省・通商産業省令第1号）及び関連告示においても、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、工作物石綿事前調査者講習の修了者等に行わせることを義務付ける方向で検討が進められていますので、あわせて御了知ください。

つきましては、貴都道府県内の市町村へ周知いただくとともに、今後もより一層の石綿対策に努めていただくようお願いいたします。